

覚せい剤再犯防止の課題

この人に
ととん

—どのような人がこのプログラムを受けられるのか。
◆薬物犯罪によって裁判で保護観察付き執行猶予判決を受けた人や、服役し、6カ月以上の刑期を残して仮釈放された保護観察対象者だ。仮釈放期間が6カ月未満の人や、満期で釈放された人などは対象外となる。全体として3割強の薬物事犯者が受けるにとど



プログラムでは、保護観察官と対面で薬物の依存性などについて学ぶ—新潟市中央区の県保護観察所で

まっている。それでも今年だけで既に24人が受講しており、受講者数は増えつつある。
—プログラムの内容はこのようなもの

ける。プログラムは教科書などを使いながら、保護観察官と一対一で面接形式で行う。でも薬物依存とは何かを学ぶことから始まり、その後が薬物を使う引き金になったか▽薬物を再使用しないための方法▽再発のサイン▽再発防止のための計画づくりについて5カ月かけて学んでいく。その後も希望者にはフォローアッププログラムとして過去5回の復習の機会などが与えられる。

◆昨年6月に刑の一部執行猶予制度というものが可決された。これは、裁判官が3年以上の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部の執行を猶予することができるといいう制度で、薬物使用者もこの制度の対象になっている。この制度では薬物使用者は全員必ず保護観察に付されることになっているので、プログラムを受ける薬物事犯者の幅が広がるだろうと期待されている。

◆プログラムの効果は十分にあると思いが、期間があまりにも短い。再犯率の高い薬物事犯者にとって、大切なのは継続性を維持させること。しかし薬物事犯者にも仕事などがあり、長期間強制するのは難しい。
—今後の課題は。

◆再犯を防止するのに重要なことは、薬物を手に入れられる環境でいかに誘惑を断ち切るかということ。刑務所のような携帯電話も利用できず、インターネットにも接続できない場所では我慢できる

出所後の受け皿必要

人気デュオ「CHAGE and ASKA」のASKA（本名・宮崎重明）容疑者（56）が覚せい剤取締法違反などの疑いで、逮捕・起訴され、薬物を巡る事件が目ざれている。覚醒剤などの薬物には依存性があり、法務省の2013年の統計では、覚せい剤事犯者の再犯率は6割を超えている。こうした薬物依存者の再犯を防止しようとして、法務省は2006年から、薬物犯罪で服役し、仮釈放された人などに「特別遵守事項」として保護観察所で薬物を断ち切るためのプログラムを受講することを義務づけている。県保護観察所の吉田篤所長（58）に詳しい内容や、再犯防止のための課題について聞いた。

【堀祐馬】
県保護観察所長
吉田 篤さん



のは当然なので、そうではない環境で薬物に打ち勝つことが求められる。しかし、出所後に一人ですういった取り組みを行うことは容易ではない。薬物の摂取を振り切る取り組みを行っている団体を知らない事犯者も多くいる。そこで、保護観察所や病院、精神保健福祉センターなどが協力して、出所後の薬物事犯者に社会の受け皿を用意してやる必要がある。実際、東京都などいくつかの自治体は病院などと連絡協議会をつくり、薬物事犯者の更正に関する話し合いなどを行っている。新潟県でも大学の教授を招いて勉強会を開くなど、独自の取り組みも行っている。

県内の現状

県警のまとめでは、13年に覚せい剤取締法で検査されたのは72人（うち再犯者41人）で、2010年以降、70人台で推移している。

一方、法務省の統計によると、12年の全国での覚せい剤取締法違反での受刑者は約1万5000人で、全受刑者の4分の1を占めている。

プログラム、継続性が大切